

本連盟登録者および指導者等についての処分規程

(目的)

- 第1条 本規程は、本連盟の登録者およびその指導者等（監督、コーチ、部長、顧問その他の関係者をいう。以下「指導者等」という。）並びにその所属大学等に対する処分について、処分事由、処分の種類および処分の手続を定めることにより、対象者の権利を保障しつつ、適正な処分の実現を図り、もって陸上競技および本連盟に対する社会の信頼を確保することを目的とする。

(処分事由)

- 第2条 本連盟は、本連盟登録者または指導者等が下記各号に定める事由に該当する場合、当該登録者または指導者等およびその所属大学等について、本規程に定める処分を行うことができる。
- (1) 法令に違反する行為を行った場合。
 - (2) 犯罪に該当する行為を行った場合。但し、刑事事件として立件されるか否かにかかわらない。
 - (3) 民法の不法行為に該当する行為を行った場合。但し、損害が発生したか否かにかかわらない。
 - (4) 本連盟、公益財団法人日本陸上競技連盟またはワールドアスレティックスが定める規程（競技規則を含み、「規則」、「規程」、「規約」、「ガイドライン」その他名称を問わない。）に違反した場合。
- 2 前項の規定にかかわらず、ドーピングについては、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構が処分を行うものとする。
- 3 本連盟または各大学等の主催競技会における過去の競技成績について、公認記録の条件を満たしていないことが判明した場合、競技会への出場資格を満たしていないことが判明した場合、または各大学等の主催競技会が適正に実施されていなかったことが判明した場合等には、本規程に基づく処分と併せて、または本規程に基づく審査等によることなく当然に、本連盟は、当該競技成績の取消または抹消、ならびに本連盟の主催競技会における資格記録としての取扱いの制限等を行うことができるものとする。

(処分の種類)

- 第3条 本連盟登録者および指導者等に対する処分の種類は、下記各号に掲げるとおりとする。
- (1) 戒告
 - (2) 本連盟が主催する競技会への出場および参加の有期停止
 - (3) 本連盟が主催する競技会への出場および参加の無期停止
 - (4) 登録資格の全部または一部の有期停止
 - (5) 登録資格の全部の無期停止
- 2 前項に定めるもののほか、違反事由に組織性が認められる場合、違反事由が悪質である場合、その他相当と認められる場合には、対象者の所属大学等に対して、下記各号に掲げる処分をすることができる。なお、第3号および第4号については、一部の競技種目（男女の別を含む。）に限定することも可能とする。
- (1) 戒告
 - (2) 駅伝大会におけるシード権（前回大会の成績に基づき、予選会を経ずに参加することができる権利）の剥奪
 - (3) 本連盟が主催する競技会への出場および参加の有期停止
 - (4) 本連盟が主催する競技会への出場および参加の無期停止

- 3 前各項に定めるもののほか、違反事由が当該大学等の主催競技会の適正さに関するものである場合には、当該大学等に対して、下記各号に掲げる処分をすることができる。
 - (1) 競技会の主催に条件を付すこと
 - (2) 競技会の主催の有期停止
 - (3) 競技会の主催の無期停止

(戒告)

第4条 戒告は、反省を求め、戒めることをいう。

(競技会への出場・参加の停止)

- 第5条 本連盟が主催する競技会への出場および参加の停止とは、本連盟が主催する全部または一部の競技会への出場および参加が禁じられることをいい、その処分期間中は、当該競技会に来場することを含めて禁じられるものとする。
- 2 競技会への出場および参加の停止は、無期または有期とし、有期の停止の期間は1か月以上2年以下とする。

(登録資格の停止)

- 第6条 登録資格とは、競技会への出場資格、審判資格その他の会員登録に基づく地位のうち登録会員としての義務を除くものをいう。
- 2 登録資格の全部の停止は、登録資格の全部を停止することをいい、登録資格の一部の停止は、会員登録に基づく地位の一部を停止することをいう。
 - 3 登録資格の停止期間中においても、登録をしている限り、登録会員としての義務は免れない。
 - 4 登録資格の停止は、無期または有期とし、有期の登録資格の停止の期間は、1か月以上2年以下とする。

(競技会主催の停止)

- 第7条 競技会の主催の停止とは、当該大学において競技会を主催することが禁じられることをいう。
- 2 競技会の主催の停止は、無期または有期とし、有期の停止は1か月以上2年以下とする。

(登録者等であった者に対する処分)

- 第8条 本連盟登録者または指導者等が第2条第1項各号に定める事由に該当した後に、本連盟登録者の身分を喪失し、または指導者等の立場を喪失した場合においても、本連盟は、第3条に定める処分を行うことができる。

(処分の基準)

- 第9条 本連盟は、対象者の年齢・立場、処分事由に該当する行為の目的・態様・故意の有無・結果その他の情状、行為後の情状、社会的影響、陸上競技および本連盟に対する社会の信頼の確保その他の一切の事情を考慮し、処分を行うか否かおよび処分の内容を決するものとする。

(処分の決定)

- 第10条 本連盟登録者および指導者等並びにその所属大学等に対する処分については、会長その他の業務執行理事もしくは監事が倫理委員会に諮問し、または倫理委員会において必要と判断して、倫理委員会が審議し諮問に対して答申しまたは自ら提議した上で、これを踏まえて理事会の決議により決定する。

(代理人)

- 第11条 審査対象者は、代理人を選任し、聴聞への出席その他の防御活動をさせることができる。但し、弁護士でない者を代理人として選任することはできない。
- 2 審査対象者が未成年者である場合には、その法定代理人が審査について代理権を有するものとする。
- 3 代理人は、予め、通知先（住所および電話番号）を届け出なければならない。
- 4 代理人が存する場合には、審査対象者に対する通知は、代理人に対して行うものとする。但し、通知先の届出がなされていない場合には、審査対象者に通知することを妨げない。

(書面送付)

- 第12条 審査対象者に処分通知書その他の書面を送付する場合においては、登録住所または審査対象者が指定するメールアドレスに宛ててこれを送付するものとする。

(決定の基礎となる事実)

- 第13条 倫理委員会は、証拠（審査対象者・関係者に対する事情聴取の結果を含む）に基づいて認定した事実を基礎として処分に関する答申または提議を行わなければならない。

(聴聞)

- 第14条 倫理委員会は、その審査において、審査対象者から事実および意見を聴く機会を設けなければならない。但し、審査対象者の同意がある場合、やむをえない事由がある場合および処分を行わない場合には、この限りでない。

(処分の決定等)

- 第15条 倫理委員会が処分についての答申または提議をする場合、および理事会が処分を決定する場合には、処分事由を構成する事実並びに処分の理由および内容を明らかにしなければならない。
- 2 処分の決定は、理事会の決議の時にその効力を生じる。
- 3 本連盟は、処分を行う旨の決定後速やかに、その内容等を審査対象者に告知する。

(決定の公表)

- 第16条 本連盟は、必要に応じ、処分の決定の内容について公表することができるものとする。

(不服申立)

- 第17条 処分を受けた者は、公益社団法人日本学生陸上競技連合が設置する不服申立委員会（以下「日本学連不服申立委員会」という。）に対し、処分の決定の取り消しまたは変更を求めて不服申立をすることができる。
- 2 不服申立を行いうる期間は、処分を受けた者またはその代理人が決定書の写を受領した日から2週間以内とする。但し、処分を受けた者またはその代理人が決定書の写を受領していない場合であっても、決定書の写が通常到達すべかりし時から1週間を経過したときは、決定書の写を受領したものみなす。
- 3 不服申立については、書面（以下「不服申立書」という。）を本連盟に提出することにより行うものとし、本連盟は提出された不服申立書を日本学連不服申立委員会に送付し、審査を依頼する。
- 4 不服申立書には、決定の取り消しまたは変更を求める旨および不服申立の理由を記載しなければならない。但し、不服申立書に不服申立の理由を記載しない場合には、不服申立書提出後2週間以内にこれを提出しなければならない。

- 5 不服申立は、処分の決定の効力を停止しない。但し、日本学連不服申立委員会は、不服申立があった場合において、相当と認めるときは、不服申立に対する決定までの間、処分の決定の効力を停止することができ、本連盟はこれに従う。
- 6 不服申立に対する決定は、日本学連不服申立委員会の決議により行い、本連盟はその決議内容に従う。
- 7 日本学連不服申立委員会が行う審査の手続には、公益社団法人日本学生陸上競技連合が制定する処分規程の定めが適用される。

（停止処分の解除）

- 第18条 競技会への出場および参加、登録資格、または競技会主催の停止処分を受けた者は、有期の停止については、処分期間の3分の2の期間を経過した後、無期の停止については、資格停止の始期から2年を経過した後、処分の解除の申請をすることができる。
- 2 処分の解除の申請は、本連盟に対し、書面を提出することにより行うものとする。
 - 3 処分の解除の決定は、倫理委員会の答申または提議に基づき、理事会において審議し、理事会決議により行う。
 - 4 理事会は、第9条に定める事情に加え、処分後に生じた事情を考慮し、相当と認める場合には、処分を解除するものとする。

（登録取消しへの準用）

- 第19条 第9条乃至第17条の規定は、登録取消しの手続について準用する。

（その他の諮問への対応）

- 第20条 倫理委員会は、会長または理事会から、定款第9条に定める会員の除名、定款第26条に定める役員の解任、委員会の委員の解任、被用者に対する懲戒処分等についての検討をするにあたり諮問があった場合は、本規程の定めに基づいて審議をおこない、当該諮問に回答する。

（規程の改廃）

- 第21条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

- この規程は、2024年11月29日より施行する。（同日理事会決議）